



学校給食開始に伴う各種手続きのご案内

学校給食の開始にあたり、本案内をよくお読みいただき、次のお手続きをお願いいたします。

■お手続きについて■

①学校給食の申込手続き

- ◆ 学校給食の提供を申し込むお手続きです。
- ◆ 全ての保護者の皆さんにご提出いただきます。
- ◆ 特段の理由により学校給食の提供を希望しない場合も提出が必要です。
- ◆ 茅ヶ崎市HPより「小学校給食のご案内」をご確認いただき、別紙「学校給食開始届」に必要事項を記載のうえ、転入学通知書と併せてにお子さまの通われる学校へご提出をお願いします。
- ◆ 「小学校給食のご案内」は、下記二次元コードを読み込んでいただくか、検索エンジンで「茅ヶ崎市 小学校給食のご案内」と検索してください。



リンク：
茅ヶ崎市HP【茅ヶ崎市的小学校給食について】

二次元コード

【学校給食費の一部減額制度について】

- ◆ 学校給食費の一部減額(食物アレルギー等で牛乳の飲用が不可など)を申し出る制度があります。
- ◆ 茅ヶ崎市HPをご確認いただき、期日(4月の学校給食費から一部減額を希望する場合は「始業式当日」)までに必要書類を学校にご提出をお願いします。
- ◆ 申込書は、茅ヶ崎市HPからダウンロードできるほか、学務課または学校でも配布しています。
- ◆ 茅ヶ崎市HPは、下記二次元コードを読み込んでいただくか、検索エンジンで「茅ヶ崎市 小学校給食費減額」と検索してください。



リンク：
茅ヶ崎市HP【小学校給食費減額にかかる取り扱いについて】

②口座登録のお手続き

学校給食費のお支払いは原則、口座振替です。

- ◆ 在校の兄弟姉妹がいる場合も児童毎に口座登録が必要です。
- ◆ 対象の金融機関は下記のとおりです。

都市銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな
地方銀行	横浜、スルガ、静岡、神奈川、静岡中央、ゆうちょ銀行
信用金庫	かながわ、湘南、平塚、中南
その他	中央労働金庫、JAさがみ(さがみ農業協同組合)

- ◆ 【口座をお持ちでない方】又は【学校給食費のお支払い時期までに口座登録のお手続きが完了していない方】は、納付書でのお支払いとなります。
- ◆ 納付書払いの方、学校給食の提供を希望しない方、生活保護費(学校給食費相当分)を受給されている方は、お手続きは不要です。

【都市銀行・JAさがみ・かながわ信金・平塚信金・中央労働金庫】 で口座登録を希望される方

- ◆ 口座振替依頼書を用いたお手続きとなります。(紙申込)
- ◆ 別紙「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関の窓口でお手続きをお願いします。

※口座振替依頼書には金融機関届出印の押印が必要です。届出印の登録をされていない方は登録をお願いします。

【都市銀行・JAさがみ・かながわ信金・平塚信金・中央労働金庫】 以外の金融機関で口座登録を希望される方

- ◆ 原則、WEBによるお手続きとなります。(WEB申込)
- ◆ 転入学以降にWEB申込用の二次元コード及びWEB申込手続きの詳細を配布しますので、各自お手続きをお願いします。

※口座振替依頼書によるお手続きも可能です。
その場合は、上記「都市銀行・JAさがみ・かながわ信金・平塚信金・中央労働金庫で口座登録を希望される方」をご参照いただき、各自金融機関窓口にてお手続きをお願いします。

～小学校給食のご案内(参考 抜粋)～

学校給食費の額

令和7年度における学校給食費の月額は次のとおりです。

	月額	1食あたりの単価	特記事項
学校給食費	4,700円	280円	1年生は4月のみ2,740円

※上記月額は現時点での令和7年度の金額です。物価の高騰により、今後金額が改訂される場合もあります。

口座振替スケジュール

学校給食費は年9回に分けお支払いいただくこととし、令和7年度口座振替のスケジュールは次のとおりです。

期別	対象月	納付期限	期別	対象月	納付期限
第1期	4月及び5月分	6月30日	第6期	11月分	1月5日
第2期	6月分	7月31日	第7期	12月分	2月2日
第3期	7月分	9月1日	第8期	1月分	3月2日
第4期	9月分	10月31日	第9期	2月及び3月分	3月31日
第5期	10月分	12月1日			

学校給食費の未納への対応

- ◎口座振替で学校給食費をお支払いしている方で、残高不足等で引き落としができなかった場合は市教育委員会より通知文(督促状)及び納付書を発行し、学校を経由してお渡します。金融機関等でお支払いをお願いします。
- ◎指定する期日までに納付の確認ができない場合は、催告状を送付します。また、遅延損害金を請求する場合があります。
- ◎長期にわたり支払いが確認できない場合は、裁判所へ申立てを行い、支払い督促や少額訴訟、強制執行(差押え)などの法的措置をとる場合があります。学校給食費の未納にはご注意ください。

学校給食費の支払いが困難な場合

- ◎経済的な理由などにより、学校給食費の支払いが困難な保護者の方で、一定の基準を満たす場合は学校給食費のほか、就学に必要な経費を援助・補助する就学援助等の制度があります。
- ◎保護者の方からの申し出により児童手当から学校給食費を徴収する制度もございます。
- ◎詳しくは茅ヶ崎市教育委員会 学務課保健給食担当までお問い合わせください。

問い合わせ先:茅ヶ崎市教育委員会 学務課保健給食担当
電話:0467-81-7222(直通)
Eメール:gakumu@city.chigasaki.kanagawa.jp